

## 第 1 回検討会議事録

件名	税制全体のグリーン化推進検討会（第 1 回）		
日時	2013 年 7 月 18 日（木） 16:00～18:00	場所	中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室
	出席者（委員）	出席者（その他）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神野座長</li> <li>・ 大塚委員</li> <li>・ 栗山委員</li> <li>・ 中里委員</li> <li>・ 諸富委員</li> <li>・ 吉村委員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清水総合環境政策局長</li> <li>・ 鎌形大臣官房審議官</li> <li>・ 上田総務課長</li> <li>・ 大熊環境経済課長</li> <li>・ 環境経済課</li> <li>・ 水・大気環境局（オブザーバー）</li> <li>・ 大臣官房廃棄物・リサイクル対策課（オブザーバー）</li> <li>・ 地球環境局（オブザーバー）</li> <li>・ みずほ情報総研（事務局）</li> </ul>	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議事次第</li> <li>・ 座席表</li> <li>・ 資料 1 税制全体のグリーン化推進検討会の開催について</li> <li>・ 資料 2 税制全体のグリーン化に関する最近の動向</li> <li>・ 資料 3 我が国における税制全体のグリーン化の状況等</li> <li>・ 資料 4 諸外国における税制全体のグリーン化の状況等</li> <li>・ 資料 5 税制全体のグリーン化推進に当たっての留意事項</li> <li>・ 資料 6 今後の検討の進め方について（案）</li> <li>・ 参考資料 1 「税制全体のグリーン化の推進に関するこれまでの議論の整理（中間整理）」（平成 24 年 9 月 4 日公表）</li> <li>・ 参考資料 2 平成 25 年度 環境省関係税制改正について（平成 25 年 1 月）</li> </ul>		
議事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 検討会の運営について</li> <li>2. 国内外における税制全体のグリーン化の状況等について</li> <li>3. 今後の検討の進め方について</li> <li>4. その他</li> </ol>		

## ◆開会・議題1「検討会の運営について」

事務局 : 定刻となりましたので、只今から第1回税制全体のグリーン化推進検討会を開会いたします。委員の先生方におかれましてはご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本検討会の事務局を担当しております、みずほ情報総研の日比野と申します。

まず、議事に入ります前に、お手元の配付資料のご確認をお願いいたします。議事次第、座席表、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、参考資料1、参考資料2を用意しております。資料の不足や落丁がございましたら、お手数ですが事務局までお申し付けください。また、マイクの使い方ですが、お話しされる際にはスイッチを入れていただき、お話しが終わりましたら、スイッチを消していただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、本検討会の開催に当たり、環境省の清水総合環境政策局長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

清水局長 : ありがとうございます。7月2日に環境省の総合環境政策局長を拝命いたしました清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

税制全体のグリーン化推進検討会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席くださり、誠にありがとうございます。本検討会につきましては、持続可能な社会の構築を推進する観点から、環境面から望ましい税制のあり方について総合的・体系的な検討を行うことを目的として、昨年度から検討を開始し、昨年9月には、「これまでの議論の整理」を取りまとめたいただいたところです。今年度におきましても、引き続き、税制全体のグリーン化のあり方、その推進方策について、ご議論をいただければ幸いです。

本年は、日本再興戦略を踏まえ、特に投資減税の議論が前倒しで進められるとのことでございます。今後、年末の与党税制改正大綱の取りまとめに向けて、政府内外で様々な議論が行われると考えております。環境省としても、そうした動きにしっかり対応していくために皆様方のお知恵を拝借したいと考えております。とりわけ、エネルギー課税、車体課税といった環境関連税制につきましては、昨年の税制改正大綱において様々な指摘がなされておりますので、環境の観点からの検討を一層進めていく必要があると考えております。

本日は、これらの諸課題をはじめとして、国内外の様々な状況を事務局から報告させていただきたいと考えております。ぜひ皆様方には忌憚ないご意見をよろしくお願いいたします。簡単ではありますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局 : 次に、本日もご出席の委員の先生方をご紹介します。東京大学名誉教授の神野直彦委員でございます。早稲田大学法務研究科教授の大塚直委員でございます。京都大学農学研究科生物資源経済学専攻教授の栗山浩一委員でございます。京都大学大学院経済学研究科教授の諸富徹委員でございます。一

橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授の吉村政穂委員でございます。  
東京大学大学院法学政治学研究科教授の中里実委員は遅れてご出席いただくとのご連絡をいただいております。  
なお、京都大学大学院経済学研究科教授の植田和弘委員、中央大学総合政策学部教授の横山彰委員は、本日所用のためご欠席でございます。  
マスコミ関係の方におかれましては、撮影はここまでとさせていただきます。  
撮影関係者の方はご退室願います。  
また、本検討会の座長につきましては、昨年度に引き続き、神野委員にお願いをしております。  
それでは、以後の進行については、神野座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

神野座長 : 昨年度に引き続き座長を務めさせていただきます。なにぶんにも至りませんので、委員の皆様方のご協力および事務局のご協力を得て、職責を全うしたいと思います。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。  
昨日以来、雨は降りましたが猛暑が続くなか、委員の皆様方には、万障お繰り合わせの上、ご参集いただきましたこと、伏して御礼申し上げます。  
それでは、議事に入らせていただきます。お手元に議事次第があると存じますが、本日は、その他を含めると4点、議事を準備させていただきます。初めの議題でございますが、検討会の運営について、事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 : 【資料1に基づき説明】(省略)。

神野座長 : どうもありがとうございました。ご説明いただきました本検討会の趣旨及び検討事項について、何かこの段階でご質問、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。それでは、こうした運営で進めさせていただくことでご承認いただいた、とさせていただきます。

## ◆議題2「国内外における税制全体のグリーン化の現状等について」、議題3「今後の検討の進め方について」

神野座長 : それでは、本日の主題であります議題2と3につきまして、議事に入らせていただきます。国内外における税制全体のグリーン化に関する最近の動向、個別の環境関連税制の国内外の状況、関連する環境政策の状況等について、環境省及び事務局からご報告いただき、それらも踏まえ、今後の検討の進め方と併せて、委員の皆様にご議論いただければと思います。  
それではまず、資料2について、環境省より説明を頂戴します。

大熊課長 : 【資料2、参考資料1、参考資料2に基づき説明】(省略)。

神野座長 : どうもありがとうございました。事務局の方で準備していただいた資料を全般に渡ってご説明していただいた上で、皆様方にご議論していただく時間を設けておりますが、現段階でご質問、ご意見があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また後程、議論の時間がございしますので、その時、ご意見、ご質問をいただければと思います。それでは次に、資料3から6について、事務局より説明を頂戴します。

事務局 : 【資料3、4、5、6に基づき説明】(省略)。

神野座長 : どうもありがとうございました。本日は、今年度の検討会のキックオフでございますので、昨年度の復習を含めて大部の資料を準備していただきました。環境省及び事務局からご報告いただきました資料2から資料5までを念頭に置きながら、ご議論を頂戴したいと思います。また、資料6では、事務局で調査・分析する事項を提示していただいております。抜けている点や、ここに掲げられている事項についてご意見を頂戴したいと思います。自由にご発言を頂戴できればと思います。

吉村委員 : 大変詳しい資料をありがとうございます。資料5の16頁でオーストラリアの炭素価格制度について紹介されていますが、今週報道されたところによれば、炭素税が政治的に非難の槍玉に挙げられ、排出量取引制度への移行を前倒しするとのことでしたので、その要因等も今後お調べいただければと思います。新聞報道を見る限り、電力価格が高騰する中でこの税制が目立ち、槍玉に挙げられたのだと思います。今後日本においても地球温暖化対策税を含めてエネルギーに対して課税を進めるときに、エネルギー価格が大きく変動する際に、変に税制が誤解され、その元凶とされないように正確な情報発信が必要と考えております。

もう一点、お調べいただいた中で非常に興味深いと感じたのは、雇用、イノベーションとの関係です。今後わが国においても、財政均衡がますます大きな課題として意識されていくと思いますが、成長を阻害せずどのように税収をあげていくかの選択肢を検討していく視点は重要と思います。

神野座長 : ありがとうございます。最初にご指摘いただいたオーストラリアの動きについては今後調べていただくとして、現時点で何かコメントできることはございますか。

事務局 : ラッド首相が2014年7月から排出量取引制度への移行を表明しているところでございますが、現時点では状況が定かでないため、資料では従来のスケジュール通りと書かせていただいたところですが、要因等については調べさせていただきます。

神野座長 : 今後情報が集まり次第、ご報告いただければと思います。そのほかいかがでしょうか。

- 栗山委員 : 資料6の環境効果に関する調査・分析ですが、私もこうした調査・分析が必要だと考えておりますが、その他の環境関連税制には環境効果に関する調査・分析が入っておりません。エネルギーなどと比べると環境効果に関する分析が難しいと思いますが、その他の環境関連税制についても、効率性が保てるのか、公正性が保てるのかをきちっと検証する必要があると思っています。できれば、その他の環境関連税制におきましても、グリーン化による環境効果に関する分析を行っていただければと思います。
- 関連して、資料3の21頁に森林環境税の環境効果の例として佐賀県の例をあげていただきました。こうしたものが自然環境など関連税制についても必要と思いますが、気になるのが、費用対効果5倍の根拠となる機能向上の評価額の44億円です。水源かん養機能の評価額が高くて、他が低い。また、ここからは温暖化対策の費用が見えてこないのですが、これがどのように出された数字であるか、もしご存じなら教えていただきたい。
- 神野座長 : その他の環境関連税制の効果分析ですが、もちろん可能ならやっていただきたいのですが、実行可能性はいかがでしょうか。
- 事務局 : すぐに計算できるツールなどを持ち合わせておりませんので、どのような手法があるかも含めて検討したいと思います。
- 神野座長 : 費用対効果についてはいかがでしょうか。我々財政学の立場では費用対効果の推計は前提条件の置き方次第で大分異なってくるので難しいですが。
- 事務局 : 今資料を持ち合わせておりませんので、調べるところを含めて検討させていただきます。
- 神野座長 : どういう前提で計算されているか分かれば教えていただければと思います。あといかがでしょうか。
- 大塚委員 : 資料5の7頁で、欧州におけるグリーン成長に向けた取組の状況についてお話いただきました。日本においてもグリーン成長は重要な課題であり、関心も高いと思うのですが、ドイツの再エネ分野の雇用が38万人増加したとありますが、これは税の役割のところにある労働費用の低減や社会保障費用の低減、すなわち、二重の配当によって出てきたものでしょうか。それとも、再エネ分野の雇用については、別の観点からの影響か教えていただきたいと思います。二重の配当については日本でも予てから検討すべきだという議論がありますが、なかなか進んでいません。
- もう一点、資料2の6頁の燃料課税について、税制抜本改革法7条の一号ワの「引き続き検討する」というのはどういう意味でしょうか。更に上げることも含めてということでしょうか。答えられる範囲で構いませんので、趣旨を教えていただきたい。
- 神野座長 : 2点目について環境省お願いします。
- 大熊課長 : 法律の条文でこのように書かれている状況でございます。様々な背景があるのだらうと思われま。いわゆる当分の間税率をどうするかについて、税制抜本改革法以前に民主党の公約などにも見直し書かれていたこともあり、

- これらを踏まえ、引き続き検討と書かれたのではないかと考えております。
- 神野座長 : 方向性については。
- 大熊課長 : 特に承知しているものはございません。
- 神野座長 : 曖昧な表現で決着せざるを得なかったのかもしれませんが、よろしいでしょうか。1点目について現時点でコメントできるところはありますか。
- 事務局 : 現時点では、再エネ雇用にどの程度、二重の配当が含まれているか分かりませんので、原典をあたって調べさせていただきます。
- 神野座長 : ドイツについて諸富先生、何かコメントありますか。
- 諸富委員 : 大塚先生のご指摘の図はドイツ連邦環境省のものと思いますが、これは基本的には環境税とは関係なくて、固定価格買取制度の効果だと思えます。産業連関分析を用いて再生可能エネルギーと関連産業で広がる雇用者数を推計して38万人という数字を出しています。
- 大塚委員 : 環境税の税収の影響というわけではないですか。
- 諸富委員 : 再エネの雇用者数の図自体は、環境税の影響ではなく、固定価格買取制度の影響という答えになりますが、税・FITも含めたポリシーミックスも議論の範疇に入っていると思えますので、広い意味でのグリーン成長に含めてもいいのではないかと思います。
- また、ドイツは、環境税制改革という形で、雇用者、被雇用者双方の社会保険料の負担を差し引いています。企業の労働コストの引き下げを通じて雇用に影響を与えているという研究は、Paul Ekinsをはじめ複数行われていますので、見ていただくといいと思えます。
- 神野座長 : ドイツは日本と同じように社会保障負担はフィフティ・フィフティですね。一般的に言われているのは企業の支払配当部分の負担を国際競争力などの理由で抑えることですが、事業主ではない負担についても行われているという理解でよろしいでしょうか。
- 諸富委員 : 私の理解では、ドイツは両方で、イギリスは雇用者負担分だけと思えますが、お調べいただいた方がいいと思えます。
- 神野座長 : よろしいでしょうか。他に何かございますか。
- 諸富委員 : 資料3の14頁ですが、車体課税の税額と走行距離当たりCO2排出量の関係がほぼ比例の図ですが、なかなか面白いと思えます。これは、エコカー減税が入っている現状の図だと思いますが、仮にこれがなかった場合にどうなるかという計算は可能でしょうか。エコカー減税がそれだけ効果があることが分かるかもしれませんが、教えていただければと思います。
- 事務局 : 分かりました。
- 諸富委員 : 資料5の7頁の成長戦略と雇用は非常にいいと思えます。9頁の財政再建への貢献ですが、アイルランドの税収は何に使われているのでしょうか。
- 事務局 : 調べさせていただきます。
- 諸富委員 : ドイツは税収中立で、税収は国庫に入りませんが、アイルランドは財政再建の貢献とあり、一般財源に入っているのか気になりました。

それから、資料 5 の 20 頁に関連して、日本の場合にどうなるのかですが、今後の進め方にも関わりますが、固定価格買取制度や温対税など日本もそれなりに進めてきているわけです。かつては、税と排出量取引が入ると二重の規制になるという批判があり、いかに経済にマイナスの影響を与えないかというものでしたが、今日作っていただいた資料を見ると、こういった政策措置を組み合わせることにより、経済に対してポジティブな、成長を促進する効果を持っているということを積極的に証明しようという意図を感じます。また、そういう研究が進んでいるということだと思います。

これからの議論の観点では、現在の安倍政権ではグリーン成長の色彩が強く打ち出されていない気がするのですが、これこそがまさに成長戦略として位置づけられていくべき構成要素だと思いますので、こういった議論をもう少し補強していくことが、中長期的にはグリーン税制の議論に資することになるのではないかと思います。

資料 6 ですが、短期的には 2 の車体課税が最大の焦点になると思うのですが、質問としては、本検討会としてこの問題について何らかの提言をするのでしょうか。取得税については、廃止を既定路線と受けとってよいでしょうか。自動車重量税の議論について結論を得るとあるのですが、何らかの提言をするような議論をするのでしょうか。

神野座長  
環境省

: 環境省お願いします。

: ありがとうございます。車体課税については年末に向けて大きな議論になると思います。まず、取得税廃止が既定路線かということ、資料 2 の 10 頁にある今年 1 月にまとめられた与党の税制改正大綱をどう読むかということかと存じます。

この検討会でどのように対応していくかについては、今は選挙中で、議論も本格化しておりませんので、今後の状況を見ながらご意見を伺い、ご相談させていただくことが必要と考えているところでございます。

ともあれ、車体課税が環境面で果たしている役割は何なのか、様々な設計が議論されていくときに、環境面の効果としてどういうことが考えられるか、どういう風に変えたらどういう効果があるか、しっかり材料を持ち、グリーン化の効果が少なくとも減らないよう、強化されていくようにと行っていくことが必要だと思っています。

その第一歩として、資料 6 に書かせていただきましたが、自動車取得税を仮に廃止したら環境上どのような影響があるか推計しておくことはぜひやりたいと考えており、ある程度着手し始めているところでございます。また、諸富先生がおっしゃった現状の車体課税が CO2 とどういう関係にあるかも状況を把握して、状況に応じてデータを報告させていただいて、ご意見を賜り、進めて参りたいと考えています。

神野座長

: 大綱をどう読むかは色々あると思いますが、いずれにしても、特に取得税の問題が主題になるのは間違いないので、この検討会でも環境政策の観点から

検討していきます。勿論、地方団体は税収の確保を含めた地方税の問題として検討されることになると思いますが、こちらは主として環境政策上の問題として検討する。秋に開かれるであろう税制改正を巡る議論に何らかの提言をするとすれば、この辺りは客観的な分析を踏まえながら議論することになるかと思います。よろしいでしょうか。

吉村委員 : 今言及のあった成長戦略や産業政策の観点では、確か今年5月ぐらいに韓国でも炭素税の議論が出ていたように思います。排出量取引に重ねて炭素税が導入されたというわけではないようですが、検討状況を知りたいので、調べていただければと思います。

神野座長 : 情報ありますか。

事務局 : 調べさせていただきます。

神野座長 : ほかにいかがですか。

大塚委員 : 車体課税に関して一言だけ申し上げさせていただきます。車体課税をCO<sub>2</sub>との関係や温室効果ガスとの観点で検討していく方向性はいいと思うのですが、今までの日本の自動車関連税は、NO<sub>x</sub>・PMなどの汚染物質との関係も考えてきました。それをCO<sub>2</sub>だけにすると、減税対象との関係も変わってきてしまいます。環境基準はほぼ達成されておりますが、一部達成していないところもありますので、環境政策としてはそのあたりを気にした方がいいと思います。

神野座長 : いわゆる公害問題に関わる部分で、技術的には難しいところもありますが、両方考慮しながら考えていかないといけないというご指摘でした。ほかにいかがですか。

諸富委員 : 温対税の税収は予算化されているのでしょうか。

大熊課長 : 昨年度から予算化されています。

諸富委員 : 資料6の温対税の環境効果の分析ですが、導入前の試算では、税そのものによるインセンティブ効果は大きくなく、国環研の試算でもむしろ用途によって効果を出していくという推計だったと思います。実際に用途がそのような効果をもっているのか、またそれが雇用、産業にポジティブな効果を持ったか否かは分からないと思いますが、用途の効果分析まではされるという理解でよろしいでしょうか。

鎌形審議官 : 少なくとも温対税はCO<sub>2</sub>を下げることに使われます。これだけ下げるといふことを言いながら予算を組み立てます。それが本当かという検証は必要と思いますが、今始まったばかりなので、効果が1年で出るものもあれば、3年、4年かかるものもありますので、分析の仕方は考えないといけないと思いますが、必ず行うことだと思います。

神野座長 : 法律的に決まっている話ではありますが、温対税と車体課税、取得税の廃止が、今年度の検討会での二つの重要なアジェンダだと思いますので、可能な限り資料を準備していただくことでよろしいでしょうか。

諸富委員 : 将来的に税率を引き上げていく必要があると思っております。そういった議



論に向けて、今日、ヨーロッパの例で出していただいたように、経済に対してポジティブな影響、そういった議論につなげていく上でもある種のデータや解析が必要だと個人的には思っています。

神野座長 : 後の総括にもなりますが、今日のご議論でグリーン成長、ネガティブな面だけではなく、ポジティブな効果、意義をヨーロッパの実績を踏まえ、どこまでいえるか分かりませんが、そうした論点も出していただいて、今年度意識しなければならない課題についても、ポジティブな面から論理構成できればと思いますので、ご準備いただければと思います。ほかいかがでしょうか。

栗山委員 : 森林吸収源対策でお尋ねしたいのですが、資料2の6頁に森林吸収源対策に関する財源確保について検討するとありますが、具体的にどのあたりまで検討されているか教えていただければと思います。といいますのも、昨年度から木材価格が低迷し、林業の経営状態が今まで以上に急速に悪化した状況にあります。従来型の方法では林業が相当ダメージを受けると懸念しております。緊急に対策をとらないと森林吸収源対策をこれまで通り進めていくことは難しいのではないかと思います。環境省としてどのようにお考えかお聞かせいただければと思います。

もう一つは、資料4の4頁の入島税やエコ税など観光地への入場通行に対する課税に似たものとして入山料や入園料があります。これらは税金ではありませんが、入島税と同じような役割を持つと考えております。入山料や入園料もできればこの中に入れた方がいいと思うのですが、今年から富士山が入山料を取るということでクローズアップされており、全国に広がる可能性もあると思うので、そのあたりの効果を考えていく必要もあると思いますので、この点をどのように考えているかお聞かせいただければと思います。

大熊課長 : 与党の合意として、森林吸収源対策の財源の確保について早急に総合的な検討を行う、ということが税制改正大綱で定められたところです。また、環境省としては昨年末、税制の議論としては、揮発油税などの当分の間税率を価格効果という点も含めて重要なので維持する、その結果、維持された税収については森林吸収源対策等に重点的に充当していただきたいという要望を林野庁とともにさせていただきました。併せて、地球温暖化対策税についてもエネルギー起源のCO<sub>2</sub>対策ということで、可能な範囲でバイオマスなどの再生可能エネルギーのための対策を強化したいということで対応しているところです。早急の対策というのは与党の合意でございますので政府内でもいろいろな議論がでてくると思います。林野庁が中心となり検討されると思いますが、連携して相談しながら検討していくことだと考えております。

栗山委員 : 確認ですが、温対税の税収の用途という観点からは森林吸収源対策は考えていなくて、バイオマス等に使っていくという理解でよいでしょうか。

大熊課長 : 地球温暖化対策税は石油石炭税の課税の特例ですので、直接森林吸収源対策には使えない仕組みです。その中でできること、という考えです。

- 神野座長 : 入山料や入園料については。
- 事務局 : ご指摘いただいた視点で調べまして、適宜追記していきたいと思います。
- 神野座長 : 料金は料金で税とは言えないというご議論もあると思いますが、スウェーデンの緑の課徴金などは料金も含めて広く議論しています。政策手段として考えていく場合には分けて議論せず、広く議論いただいてもいいと思います。臨機応変に、料金も含む場合もあれば、税と料金を厳密に議論したほうがよい場合もあるという形で進めさせていただければと思います。
- グリーン成長その他を含め、今後の議論を進めるうえで、アジェンダを考える上で視点をいただいていると思います。中里先生、何かご発言があれば頂戴したいのですが。
- 中里委員 : ご説明の途中から伺いまして、ずいぶん幅広く調査されており、これから深めていくということですが、かなりトーンがバラ色で、環境もよくなるし、税収も上がるし、経済もよくなるという書き方になっていて、それに反対の方々もいらっしゃると思います。バラ色の未来が事実であることを祈りますが、その論証とともに反対論も示したうえで議論するという謙虚な姿勢が必要だと思います。環境マインドで行くと自分たちが正しいという方向になりますが反対も強いので。全部聞く必要はありませんが、こんな議論がなされているということを整理しておいた方がいいかもしれません。
- 神野座長 : 我々の議論を相対化することが大切だと思います。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

#### ◆議題4「その他」・散会

- 神野座長 : 本日はキックオフですので何かをまとめるというわけではありません。議論していただいて、宿題その他をいただきましたし、今後進めていく上で必要な観点などを頂戴すると同時に、留意すべき点などもご指摘頂いたと思います。時間は余っておりますが、本日頂戴いたしましたご議論を踏まえて、事務局に準備をお願いすると同時に、この検討会を運営していきたいと思っております。環境省から何かありますか。
- 大熊課長 : 色々視点を頂戴しましたので、事務局と相談して材料を整理し、またぜひご議論いただきたいと思っております。
- 神野座長 : 事務局からコメントありますか。
- 事務局 : とくにございません。
- 神野座長 : 今後の日程や連絡事項がありましたらお願いいたします。
- 事務局 : 本日は熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえ、次回開催に向け、事務局にて今後準備を進めさせていただきます。委員の先生方には、個別にご連絡させていただくこともあろうかと思いますが、ご理解・ご協力のほどを何卒よろしくお願いいたします。また、次回検討会につきましては、神野座長ともご相談の上、別途、ご連絡させていただきます。

神野座長 : どうもありがとうございました。委員の皆様から生産的なご議論をいただきました。お礼を申し上げるとともに、本日の第1回検討会をこれにて終了させていただきます。長時間にわたり誠にありがとうございました。

以 上